

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長房小学校
校長名 川村 和人 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級(知的障害)の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培い、カリキュラム・マネジメントを通して地域・社会との連携及び協働による児童の資質・能力とともに、未知の状況にも対応できる実践力や生涯を通して学ぼうとする力を育てる。地域運営学校として学校に関わる全ての人々がウェルビーイングを実感できる為に、「言われてうれしい言葉を遣い、みんな仲良く助け合い、学ぶ喜びを体得し、地域と共に歩む学校」を踏まえて、社会の向上に貢献しようとする「心とからだの健やかな子」の育成をめざし、次のような児童像を定める。

- ◎ よく考え、やりぬく子(知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等)
- なかよく助け合う子(地域・社会との連携・協働を通じた人間性)
- じょうぶで明るい子(健康と体力等への意識向上)

(2) 特別支援学級の教育目標

主体的に社会にかかわり「心とからだの健やかな子」の育成をめざし、意欲的に学び生活する態度を育て、将来の自立につなげていくために以下の具体的な目標を定める。

- ア 児童一人ひとりの発達段階に応じた基本的生活習慣及び基礎基本の学習内容の習得をめざす。
- イ 心身ともに健康で、さまざまな場面において積極的に取り組もうとする意欲とともに将来の自立と社会参加を意識させて、生きる力を育てる。
- ウ インクルーシブな教育の精神に則り、全ての児童が障害の有無に関係なく学習の機会が得られるような合理的配慮や交流及び共同学習を推進するとともに、ソーシャルスキルトレーニングを通して、互いを認め合い、連帯意識をもって、より望ましい行動ができる社会性を育てる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 基本的生活習慣や学習内容の習得をめざすために

- 学校と家庭との連携を密にし、児童の実態や発達の段階に応じた個別指導計画や学校生活支援シートを作成し、計画的・系統的な指導及び支援を行う。

イ 心身の発達を促進し、活動への意欲とともに将来の自立を意識した生きる力を育てるために

- 児童一人ひとりの障害の状況に合わせた自立活動、体育的活動を学校の教育活動全体を通して行いながら自分を認めさせ、自己実現への意欲を育てながら、自己肯定感の向上を図る。

ウ 交流及び共同学習を推進し、より望ましい行動ができる社会性を育てるために

- 児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難の改善、克服等のための適切な指導と必要な組織的支援について、全教育活動を通して各教科等の内容とも関連付けて行い、全教職員の共通理解の下通常の学級との交流及び共同学習を計画的・継続的に取り入れ、児童の経験を広めながら互いに学び合い認め合う豊かな心や相手を思いやる心を育てるとともに社会性を育む。

エ 不登校児童への支援

- 不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、地域や家庭との連携を通して児童一人ひとりの生活指導上の課題や情報を共有し、全児童が人や地域とのつながりを持ち、所属感と承認欲求が満たされ、自己有用感をもてるよう児童一人ひとりの状況への必要な支援を行う。また、全児童の安心安全な魅力ある学校生活のための居場所や絆をつくとともに、不登校児童の社会的自立に向けた多様な教育的機会の確保を行う。

オ いじめの防止等の取組

- 八王子市教育委員会いじめ総合対策と長房小学校いじめ防止基本方針を踏まえ、学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に開催し、いじめ・不登校・児童の安全等の問題に対して、情報共有を基にした組織的な支援体制を構築するとともに、未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図る。

カ 特別支援教育の充実

- 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の児童一人ひとりの実態や特性に応じた生活や学習上の困難の改善、克服等のための適切な指導と必要な組織的支援について、学習環境の構造化や合理的配慮を行うとともに、全教育活動を通して各教科等の内容に関連付けた指導を行う。さらに、児童一人ひとりの児童の学習や学校生活の充実とともに、児童が相互に思いやる心を育てる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【長房中学校グループ(長房小学校、船田小学校)】

- 長房中学校グループにおいて、「学習を大切にする子」「自他を大切にする子」「体を動かすことを大切にする子」を目標に9年間を見通してグループの全教員で、義務教育修了後『社会の中でよりよく生きようとする人』の育成をめざすために、直接的・間接的交流活動を進める。

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 個別最適な学び及び協働的な学びの実現をめざして、各教科等では、児童の障害特性や実態に応じたグループ編成など、指導体制を工夫し、日常生活において使えるような基礎学力を身に付けさせる。
- ② 教員の専門性を活かしたより質の高い教科指導、中学校教育への円滑な接続等を促進するとともに、多面的・多角的な児童理解の深まりに基づく学習の質を向上させることで教科指導の充実を図る。
- ③ 学習用端末の日常的な授業での活用、ICT機器の効果的な活用や教材・教具の工夫による学習等により、粘り強く学習に取り組む児童の育成を図る。
- ④ 全ての教科等において、児童一人ひとりの児童が「何のために学ぶのか」という学習の意義を他の児童と共有しながら学び合い高め合う環境を作り、主体的・対話的で深い学びの授業改善を図る。
- ⑤ 学校司書や中央図書館と連携を図り、読み聞かせや本を選びやすい環境をつくとともに、本に親しみながら豊かな情操を育み、読書が好きな児童の育成を図る。
- ⑥ 生活単元学習で季節の野菜を栽培して収穫することや次年度のカレンダーを作って、地域配布するなどの活動を通して、自然の美しさやありがたさを味わわせながら、表現の喜びを感じさせたり、身近な地域を学ばせたりする。

イ 総合的な学習の時間

- ① 学校運営協議会や地域推進会議等との連携や地域資源を活用した身近な郷土や伝統文化及び日本遺産、仕事の探求・探究や体験等の学習を通して、課題発見並びに課題解決の能力の育成を図る。
- ② 課題解決型の学び方として、「気付く。感じる。見付ける。課題をもつ。考える。まとめる。発信する。活かす。」を踏まえた探究的な学習活動を確立し展開しながら情報活用能力の育成を図る。
- ③ 環境教育をSDGsと関連させて積極的に学習を展開し、「霊気満山高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」の活用で、自身の興味関心から課題をもつ身近な郷土学習を通して、地域の魅力や歴史、環境問題に対する考え方や実践する力を育成する。

ウ 特別活動

- ① 高学年における週授業時数の27時間の実施における時間を活用し、学級活動、児童会活動、委員会活動、クラブ活動、中学校と連携した活動等を計画的に行い、異学年との交流を深めたり、自発的・自治的実践活動を積み重ねたりすることによって、認め合い、励まし合い、高め合う人間関係を培うことで、自己肯定感や自己有用感を高め、より良い集団生活をめざす児童を育成する。
- ② 学校行事において、学校生活に秩序と変化を与える活動を展開し、長房小学校の一員としての所属感や連帯感を高める指導を通して、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ③ 集団宿泊的行事のねらいとして、八王子市と比較して関連させながら見学先の自然環境や歴史、産業、観光業、文化遺産等の学習を行うとともに、実物に触れる体験活動について、児童自らが課題を設定して探究することを取り入れながら計画し、さらなる充実を図る。

エ 自立活動

- ① 児童一人ひとりの障害に応じた個別指導計画・学校生活支援シートに基づき、あいさつ、返事、言葉遣い、身だしなみ等、社会生活を営む上で必要となる知識や技能が身に付くよう、生活単元学習や日常生活の指導での学習とともに教育活動全体を通して、繰り返しソーシャルスキルトレーニングの指導を行う。特に、援助要請や場に応じた言葉によるコミュニケーションの能力を育て、対人関係の改善を図る。
- ② 児童一人ひとりの障害の程度や特性に応じて支援や指導を行い、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、集中力や持続力、情緒の安定をめざす。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳教育全体計画を基に、他教科との関連を図りながら、道徳的な価値を多面的・多角的に考え、児童が自らの問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」の充実を図る。特に、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点項目として育成を図るとともに、児童自ら成長を認められる年間を通じた記録を綴り広い視野から考えを深めていく道徳性の涵養を図る。
- イ 特別の教科 道徳の授業の積極的な公開や道徳授業地区公開講座での授業参観・講演会・意見交換会を通し、学校・家庭・学校運営協議会や地域推進会議等で協働して児童の道徳性を育てる。
- ウ 主たる教材である教科書や「東京都道徳教育教材集」を活用し指導の工夫を行い、学校の教育活動全体で関連付けて培った道徳的な価値について、学校コーディネーターや地域推進会議等の地域人材と協力しながら、地域の行事や学校行事で活かす体験的な活動の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ア 異学年交流を通して、児童が上学年の姿を手本とする機会を増やし、近隣の保育園や幼稚園との保幼小連携の日の取組及び小・中学校や高等学校との交流を図り、スタートカリキュラムを実施し、自らの成長を自覚し、将来への夢と希望をもってより良く生きる児童を育成する。
- イ 地域推進会議と連携・協働した授業支援や各行事を通して、望ましい職業観や勤労観を育成する。
- ウ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学び続ける心を育てるとともに、長房中学校グループにおける9年間の一貫性のある学校行事や活動への児童・生徒の取組と目標を共有することで、児童に自己の進路を選択する力とともに生きる力の醸成を図る。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① 児童一人ひとりの児童の発達段階や自己理解の傾向を十分踏まえた指導、問題行動の背景を理解し児童一人ひとりの実態に応じた丁寧な指導等を通して、粘り強く児童の声に耳を傾け、児童の意見を取り入れた決まりづくりを行う等、心に響く関わりをもち続ける姿勢を示すことで信頼関係を築くとともに、児童相互のより良い人間関係構築の模範を示す。
- ② 「自分の命は自分で守る」を防災教育の基本とし、消防署と連携した様々な想定による避難訓練を実施するとともに、警察署と連携したセーフティ教室、メディアリテラシー教育、交通安全教室、自転車教室、薬物乱用防止教室などの健康・安全に関わる指導の充実に努める。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育指導の手引き」や「八王子市教育委員会生命（いのち）の安全教育」を基に、各段階別教材・授業展開例を活用し、全学年での発達段階に応じた指導を推進する。
- ① 実態に応じた学校生活のきまりの改善やあいさつ運動、言葉の花かご運動等、地域及び保護者と連携し、健全な生活指導に伴う礼儀や感謝・奉仕の心を育てる。
- ② 関係諸機関やスクールカウンセラーや学校サポーターなどとの連携を図り、児童一人ひとりの共感的理解を深め信頼関係を築いていく。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめをしない・許さない学級作りを通して思いやりの心を育てるとともに「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月の道徳授業地区公開講座の日とし自他の生命を大切に教育を行う。
- ② いじめ・体罰防止の取組として、週1回以上の学校いじめ対策委員会とともにいじめ対応の時間を設け、教職員間の情報共有や児童対応等を行う。また年3回の児童アンケートを実施し、相談できる大人を確認するとともに、スクールカウンセラーの活用を図り、早期発見・対応を心がけ、児童が安心して自らSOSを発信できる環境を維持するため、全学級で1学期末までにSOSの出し方に関する教育を行う。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援教育コーディネーターが中心となり、個票システムの活用による不登校児童の状況把握について、巡回心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、長房中学校グループ、専門機関等との連携を随時行い、校内委員会等において全教職員で共通理解を図り、児童・保護者への適切な支援・指導とともに、社会的自立に向けた支援としての取組を展開する。
- ② 長期休業の前後だけでなく、日頃から連続して休む前に、気になる児童の実態について早期に把握し、不登校や学校生活の原因を全教職員で共有して組織的な対応により改善を図る。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 児童の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組として、通常の学級との交流及び共同学習に取り組み、社会性や協調性を育てる。また、特別支援学級担任による児童理解授業を計画的に実施して通常の学級の担任・児童・保護者に特別支援教育の理解の向上を図る。
- ② 年間に2回以上の個人面談を実施し、家庭との連携を図り、学校生活支援シートの作成や個別指導計画を活用した指導につなげていく。
- ③ 特別支援教育を充実させるため、校内の協力体制を構築するとともに、全教育活動において、学童保育所、特別支援学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等の地域関係諸機関と連携し、指導の充実に努める。

イ 義務教育 9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 学期に1回「小中一貫教育の日」を設け授業参観及び意見交換により連携を深めることを軸とし、小中合同引き渡し訓練、小学生の中学校授業・部活動見学と体験・参加、小中交流会、合唱コンクールリハーサルの見学会等を実施する。また、中1プロブレムを解消するために、特に小中交流会に重点を置く。
- (取組2) 生活指導やICT、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行う。
- (取組3) 「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・三校交流会等を実施する。

ウ その他

- ① 障害の重複化・多様化に応ずる指導のために生活年齢や発達段階を加味して実態に応じ小グループによる指導を活用していく。学習によっては合同学習も取り入れる。
- ② 基本的な生活習慣の確立をめざし、第1学年から第3学年では校内で生活学習を行い、第4学年では宿泊学習を実施する。第5学年・第6学年では、通常の学級との交流及び共同学習で移動教室に参加させ、将来の自立の素地を養う。
- ③ 八王子市版情報活用能力系統表によるICT活用技能・情報リテラシーを義務教育9年間の積み重ねの基盤としてグループで共通理解し、思考力・判断力・表現力等を育成する。
- ④ 「長房小学校2020レガシー」として、日本の伝統文化の学習と障害者理解教育を実施する。
- ⑤ 青少年対策委員会主催の清掃活動等、児童の地域での活動や取組を通知表に記入し評価を行う。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1		16	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	204
2		17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
3		17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
4		17	20	21	18	2	20	22	18	19	16	18	17	208
5		17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	17	206
6		17	20	21	16	2	20	22	18	19	16	18	16	205
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は1学期始業式に不参加のため、授業日数が1日減。 ・第1・2・3学年は卒業式に不参加のため、第6学年は修了式に不参加のため、授業日数が1日減。 ・夏季休業日 7月24日から 8月27日まで。ただし、第4学年のみ7月24日から25日は校外宿泊学習とする。 ・都民の日 10月1日を授業日とする。 													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、45分とする。）

教科名		学年						
		1	2	3	4	5	6	
各教科	国語	0	0	0	0	0	0	
	社会			0	0	0	0	
	算数	0	0	0	0	0	0	
	理科			0	0	0	0	
	生活	0	0					
	音楽	0	0	0	0	0	0	
	図画工作	0	0	0	0	0	0	
	家庭					0	0	
	体育	0	0	0	0	0	0	
	外国語					0	0	
知的 育的 を障 害者 を行 う特 別支 援学 校の 児童 に各 対す る	内 容							
	生活	遊び、決まり、自然観察、地域見学、学校生活、家庭生活等	0	0	0	0	0	0
	国語	意思の伝達、発音物の名前、文字の読み書き、作文、読書等	175	175	175	175	175	175
	算数	数、量、形などの基礎概念、位置の把握、金銭、暦等	105	140	140	140	140	140
	音楽	季節にあった歌、手遊び歌、わらべ歌、リズム遊び、合奏等	68	70	70	70	70	70
	図画工作	描画、粘土、切り絵、工作、ちぎり絵、折り紙、鑑賞等	68	70	70	70	70	70
	体育	集団行動、基礎的な運動、ゲーム 水泳、体育用具を使った運動 固定遊具を使った活動等	110	115	115	115	115	115
小計		526	570	570	570	570	570	

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	正直、誠実、親切、思いやり 規則の尊重、生命の尊さ等		34	35	35	35	35	35
外国語活動	簡単な挨拶、歌、ゲーム、簡単な会話等				20	20	20	20
総合的な学習の時間	裁地域調べ、情報機器の活用、校外学習についての調べ学習、食育等、郷土学習				70 (10)	70 (10)	70 (10)	70 (10)
特別活動	学級内の係分担と活動、学校諸行事への参加等		34	35	35	35	35	35
自立活動	言語を中心としたコミュニケーション能力の獲得、心理的な安定(各教科に合わせた指導を行う)		0	0	0	0	0	0
小 計			68	70	160 (10)	160 (10)	160 (10)	160 (10)

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	日付の読み方や一日の学習予定・行事予定の確認。清掃の技能の習熟など。		140	140	135	135	105	105
遊びの指導	遊びへの興味・関心の拡大、仲間との関わり方、遊びの楽しみ方等		0	0				
生活単元学習	栽培・裁縫・調理・宿泊などを通して、将来の自立に向けての技能を高めると共に、協力したり自分の役割を果たしたりする心情を育てる		116	130	115	150	185	185
小 計			256	270	250	285	285	285

エ 年間総授業時数 (ア+イ+ウ)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	850	910	980(10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備考	<p>ア 1単位時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1単位授業時間は45分とする。 ・クラブ活動は、1単位授業時間を60分とし、年間15回実施する。
	<p>イ 特別活動(児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりの実態に応じ、それぞれの委員会・クラブに所属する。 <p>ウ 授業時数の確保に関する手だて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6学年は6月18日(水)日光移動教室の日を6時間とし2時間授業時間数増とする。 ・第5学年は9月15日(水)八ヶ岳移動教室の日を6時間とし1時間授業時間数増とする。 ・第4学年、第5学年、第6学年は7月15日(火)と18日(金)、12月16日(火)と19日(金)、3月6日(金)と10日(火)と13日(金)と17日(火)を6時間とし、8時間授業時間数増とする。 <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動は、児童一人ひとりの発達段階に合わせ、教育活動全体の中で指導する。 ・総合的な学習の時間では、「知りたい!オリンピック・パラリンピック」(第3学年)「八王子と河口湖周辺地域」(第4学年)「長房町と八王子市と八ヶ岳」(第5学年)「長房町と八王子市と日光」(第6学年)の単元において、夏季休業中に10時間を家庭での調査活動に割り当てることとする。